

(あて先) 千葉市長

申請者  
住所  
氏名

## 排水設備新設等確認申請書

千葉市下水道条例第5条の規定により確認願います。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新築等	<input type="checkbox"/> 汲取改造	<input type="checkbox"/> 浄化槽改造	<input type="checkbox"/> その他
新築等細区分	<input type="checkbox"/> 接続済家屋建替	<input type="checkbox"/> 未接続家屋建替	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 空地
便槽・浄化槽処理方法	その他詳細			
設置場所	区			
設置義務者区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭	<input type="checkbox"/> 事業	(事業の種類)	
日平均排水量(事業)	m <sup>3</sup>		<input type="checkbox"/>	開発行為・宅地開発指導要綱案件
工事完了予定年月日	年 月 日	敷地面積	<input type="checkbox"/>	5 0 0 m <sup>2</sup> 以上
助成区分	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 貸付金	改造工事額(助成)	円
排除方法	<input type="checkbox"/> 合流式	<input type="checkbox"/> 分流式	世帯数	世帯
検査手数料	<input type="checkbox"/> 建築確認番号			
指定工事業者名称(商号)			指定番号	第 - 号
			連絡先(TEL)	
責任技術者名			登録番号	第 号
工事規模(参考)	汚水ます(個数)		雨水ます(個数)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図	<input type="checkbox"/> 平面図	<input type="checkbox"/> 委任状の写し	<input type="checkbox"/> 立面図 <sup>※1</sup>
	<input type="checkbox"/> 雨水抑制施設構造図 <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/> ポンプカタログ等 <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/> 阻集器構造図 <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/> 道路指定等申請図 <sup>※3</sup>
	<input type="checkbox"/> 管接合部詳細図 <sup>※4</sup>			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

※1 3階建て以上の物件は添付すること。

※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。

※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること。

※4 支管接続を行う場合は添付すること。

## 千葉市記載欄

供用開始日	年 月 日	<input type="checkbox"/>	未供用区域
受益者負担金	<input type="checkbox"/> 賦課済み	<input type="checkbox"/>	未賦課
公ます情報			
工事等担当課			

上記について確認したので通知します。

年 月 日

千葉市長

## 排水設備新設等に関する注意事項

排水設備新設等確認申請を行う際は、法令等の定めに加えて、特に以下の内容に注意して申請を行ってください。

・排水設備等の設置及び構造に係る基準は、建築基準法その他の法令に規定がある場合においては同法その他の法令の規定を適用すること。

・既存の排水設備等に接続する場合は、指定排水設備工事業者の責務において流下に支障が無いことを確認するとともにリスク等を了解した上で申請をすること。

・他人の土地に排水設備等を設置し、又は他人の設置した排水設備等を利用する場合にあっては、土地所有者又は排水設備等の管理者の了解を得ること。

・分流式下水道の区域において、雨水をU字溝等の道路施設に接続を行う場合は、道路管理者の許可を得るとともに、指示に従うこと。

・分流式下水道の区域において、雨水を公共下水道又はU字溝等に接続せず浸透処理する場合（公共下水道又はU字溝等に接続されている排水設備等に接続しない場合も含む。以下同じ。）は、土質や地下水位等を調査し、豪雨等を除き通常の雨量であれば十分浸透可能であることを検証したうえで申請すること。

・分流式下水道の区域において、雨水を公共下水道又はU字溝等に接続せず浸透処理する場合に設ける雨水浸透ますは、単粒度砕石を使用し、格子蓋を設置する場合は、集水又は豪雨時の蓋飛びによる危険防止を目的としたものに限ること。

・建物内の排水設備計画が未定等の理由により、屋外排水設備のみを施工する場合にあっては、施設によっては阻集器又は除害施設の設置が必要となるため、必要に応じて適切な処理施設等を設置すること。